

令和 年 月 日 殿	整理番号
住所	フリガナ
	氏名
	個人番号
電話番号	性別
	生年月日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

住所	受付日付印
氏名	殿

受付団体名	
-------	--

「寄附金税額控除申告特例申請書」記入例（ふるさと納税ワンストップ特例）
 下記2. ①②の両方に該当する方は、この申請書を提出することによって税の控除を受けることができます。

第五十五号の五様式 附則第二条の四関係

令和 元 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 元 年 6 月 1 日 (あて先) 横浜市長	フリガナ	ヨコハマ	必ず押印をお願いします。
住所 〒 230-0017 横浜市中区港町1-1	横 浜 太 郎	個人番号	通知カードに記載されている個人番号を記入してください。
電話番号 045-671-21●●	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	男 女	申請内容について確認が必要になる場合があります。必ず連絡がつく番号を記入してください。

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金税額控除に係る申告の特例の欄に必要な事項を記載してください。

お引越しをされた場合等、上記内容に変更がある場合には、翌年の1月10日までに「変更届出書」を提出してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

申請を行ったとしても下記①②に該当しない場合には、特例の適用は受けられません。原則通り、確定申告書等を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日と寄附金額を記入してください。	寄附金額
令和 元 年 5 月 20 日	5,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

2. ①及び②に該当する場合のみ特例の適用が可能です。詳細は次頁(※)にありますので、ご確認ください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当する者と見込まれる者をいいます。 (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者 (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者	該当する場合は、両方にチェックをいれてください。
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。	

(切り取らないでください。)

令和 年寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
住所	送付先: 寄附した所管課へ送付ください。	
氏名		
受付団体名		

※「2. 申告の特例の適用に関する事項」について（詳細）

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

ふるさと納税による寄附金控除を受ける目的以外に、確定申告（所得税の申告）や住民税の申告（市民税・県民税申告）をする必要がない方であることを確認するチェックボックスです。確定申告等をする必要がない方は、□に を入れてください。

ワンストップ特例の申請ができるのは、勤務先で年末調整を行う給与所得者や、収入が年金のみの方など、ふるさと納税に伴う寄附金控除の申告以外に、確定申告（所得税の申告）や住民税の申告（市民税・県民税申告）をする必要がないと見込まれる方に限られています。

そのため、次のような条件が見込まれる方は対象とならず、寄附金控除を受けるためには原則通り、確定申告による控除手続きが必要となります。

- ・個人事業主の方や、不動産所得のある方
- ・給与所得が2千万円を超える方
- ・給与所得又は年金以外に雑所得や一時所得、譲渡所得などの所得が発生する方
- ・医療費控除など、年末調整では手続きできない控除の適用を受ける方
- ・自治体以外への寄附についても寄附金控除の適用を受ける方

【留意事項】

ワンストップ特例申請をされた方が、確定申告 又は 住民税申告をした場合、ワンストップ特例の申請がなかったもの（無効）として取り扱われます。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

ふるさと納税による寄附先団体の数が5以下であることを確認するチェックボックスです。寄附先団体が5以下の方は、□に を入れてください。

5団体以下の地方公共団体に寄附する予定で特例申請書を提出していても、結果として6団体以上の地方公共団体に寄附をされた場合、全ての寄附について特例の適用は受けられなくなりますので、必ず確定申告等を行ってください。

なお、同じ地方公共団体に複数回寄附をしても1団体としてカウントします。